

# 見延自治会 個人情報取扱規則

平成 29 年 3 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この取扱規則は、個人情報 that 慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第 3 条 本会は、この個人情報取扱規則を会員に周知するものとし、新規の会員については書面の提示等によって周知を行うものとする。

(個人情報の取得)

第 4 条 本会は、会長が「見延自治会入会届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、援護の要否、緊急時連絡先、その他活動上必要と認める情報とし、会員の同意を得て取得するものとする。

(利用)

第 5 条 本会が保有する個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- (1) 自治会員の名簿の作成
- (2) 自治会費の請求・管理
- (3) 回覧板等による情報伝達
- (4) 会員の親睦・交流活動
- (5) 防災・防犯など生活安全確保活動
- (6) 高齢者や要援護者の支援活動
- (7) その他自治会の各種事業活動

(管理)

第 6 条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 パソコン等の電子情報として保有する場合は、ウィルス対策ソフトの導入、パスワードの設定、媒体の厳重な保管管理等の情報漏えい対策を行う。

3 取得する情報によって、より厳格な管理が必要な場合は個別の取扱規則を制定し、その規則により管理することとする。

4 不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第 7 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) その他、自治会であらかじめ決めた提供先

(訂正と削除)

第 8 条 本会は、保有する個人情報の訂正請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正をしなければならない。

2 本会は、保有する個人情報の削除の申し出があった場合は、速やかにこれを削除しなければならない。

(改訂)

第 9 条 この規則の改訂は、総会において過半数の同意を経なければならない。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 3 月 21 日 周知規定 改定、施行